

大阪府告示第732号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったが、その概要は次の1のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次の2のとおり縦覧に供する。

令和6年5月24日

大阪府泉州農と緑の総合事務所長 中塚 武司

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

大阪市中央区道修町四丁目5番13号

藤本化学製品株式会社

代表取締役社長 藤本 和将

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

泉大津市臨海町一丁目24番

藤本化学製品株式会社泉北工場

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第47号口に掲げるろ過施設、同号八に掲げる分離施設及び同号ホに掲げる廃ガス洗浄施設

イ 能力

別表1のとおり

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

別表1のとおり

エ 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間

別表1のとおり

オ その他必要な事項

当該特定施設からの汚水等の全量を産業廃棄物として処理する。

(4) 排出水の汚染状態及び量

別表2のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和6年5月24日から同年6月14日まで

(2) 場所

岸和田市野田町三丁目13番2号 泉南府民センタービル3階

大阪府泉州農と緑の総合事務所環境指導課

泉大津市東雲町9番12号

泉大津市都市政策部環境課

別表1

施設名	能力	着工予定年月日	完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間間隔及び 1日当たりの使用時間
ろ過施設A	0.785m ²	法第5条第1項の許可 のあった日	着工の日から30日 を経過した日	完成の日	0～24時 連続24時間
分離施設B	容量162L	同上	同上	同上	同上
廃ガス洗浄施設C	20m ³ /分	同上	同上	同上	同上
廃ガス洗浄施設D	30m ³ /分	同上	同上	同上	同上

別表2

排水口		総 合	
項目	単位	通常	最大
水素イオン濃度		6～8	同左
生物化学的酸素要求量	mg/L	17.8	20.5
化学的酸素要求量	mg/L	18.8	22.3
浮遊物質	mg/L	7.0	13.4
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	1.6	3.1
大腸菌群数	個/cm ³	N.D.	3,000
大腸菌数	CFU/100mL	N.D.	800
窒素含有量	mg/L	6.7	12.1
燐含有量	mg/L	1.2	2.5
アンモニア、アンモニウム化合物、	mg/L	5.0	10.0

亜硝酸化合物及び硝酸化合物			
排出水の量	m ³ /日	390	455